

指導行政のポイント

教育振興基本計画の策定

菱村 幸彦

このたび、文部科学省は、中央教育審議会に「教育振興基本計画の策定」と「教育基本法の在り方」について諮問した。

甘口メニューと辛口メニュー？

教育改革国民会議報告の提言が次々と具体化するなかで、こと教育基本法に関しては、文部科学省も慎重な姿勢をとっているように見受けられたが、ようやくこの課題に着手したわけだ。

教育基本法の見直しは、戦後絶えず問題になりながら、これまで政府の審議会等で取り上げられることはなかった難問中の難問である。戦後教育の総決算を旗印に始まった臨時教育審議会ですら、反対が多く、結局、この問題には手がつかなかった。

ひとところに比べると時代の空気はずいぶん変わったが、それでも教育基本法の見直しとなれば、議論はわかれるだろう。改正法案の内容によっては、政治的に紛糾するおそれなしとしない。

諮問理由で示すように、教育基本法の見直しの課題はいろいろある。そのなかで異論が少ないと思われるのは、教育振興基本計画の策定である。

で、今回の諮問について「甘口メニューを仕立て、辛口メニューを抱き合わせて売り込む作戦」と評したコラム（12月14日付『内外教育』ラウンジ欄）があったが、教育振興基本計画を議論のトピックに、教育基本法の見直しを検討するのは現実的な対応だと思う。

それはともかくとして、環境基本法、障害者基本法、消費者保護基本法、中小企業基本法、土地基本法、農業基本法などさまざまな基本法があるが、そのほとんどが総合的な振興計画の策定に関する規定を設けている。その意味で、教育基本法にも基本計画の規定があってしかるべきだ。

46答申は基本計画のモデル

教育基本法に規定がないといっても、これまで教育振興計画が策定されなかったわけではない。実際には、戦後の教育行政は各種の教育振興計画に基づいて推進されてきている。

その代表的な例は、教職員定数の改善だ。昭和34年に始まった第1次の教職員定数改善計画から、今日まで7次にわたる改善計画のもとに、教職員定数の充実が図られてきた。このほか学校施設、理科設備、産業教育設備、教材等さまざまな教育条件の整備が中・長期の計画に基づいて推進されている。

今回の諮問理由によれば、教育振興基本計画に盛り込むべき内容として、教育の目標や教育改革の基本的方向、目標達成のための具体的政策、望ましい教育投資の在り方、中央、地方の役割と連携などを挙げている。

実は、こうした総合的な基本計画のモデルがすでに存在している。それは、中央教育審議会の46答申（1971年）である。

同答申は、将来の学校教育の役割を分析したうえで、初等・中等教育改革の基本構想、高等教育改革の基本構想、総合的な拡充整備のための基本的施策などを明らかにして、総合的な拡充整備のための資源の見積りを推計し、10年先を見通した教育投資総額を積算して、国と地方と受益者の負担区分を明らかにするなど、まさに教育振興基本計画を策定している。

文部科学省には、すでにこうした経験とノウハウの蓄積がある。この際、教育振興基本計画の法的根拠を教育基本法に定め、国家戦略としての教育の基本計画が策定されることを期待したい。

（ひしむら・ゆきひこ＝公立学校共済組合理事長）

教育開発研究所刊★組織マネジメントで学校を変える、学校は変わる
高階玲治編 / A5版・240頁・定価2100円

★教員の人事考課は時代の要請、避けて通れない課題
佐藤 全編 / A5判・260頁・定価2100円

『学校の組織マネジメント』『教員の人事考課読本』

研修誌・図書の小社への直接のお申し込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください（24時間受付・即日発送）